

# 関東大震災時の「レイピスト神話」と朝鮮人虐殺

——官憲史料と新聞報道を中心に

金 富子

---

はじめに

- 1 「虐殺」前夜の朝鮮人像——「不逞鮮人」言説の形成
- 2 政府・官憲情報と官憲史料のなかの「レイピスト神話」
- 3 新聞報道のなかの「レイピスト神話」——中央紙・関東の地方紙を中心に  
おわりに

はじめに

1923年9月1日午前11時58分に起こった関東大震災（M7.9）からまもなくして、朝鮮人が放火、投毒、暴動、略奪等をほしいままにしたという流言（デマ、虚偽情報）が流布され、警察・軍隊・民衆（自警団）によって、関東一円で朝鮮人が大量に虐殺された。流言の拡散・信憑性に決定的な役割を果たしたのが、政府・官憲の情報、そして新聞各紙であった。ラジオがなかった震災当時、新聞は庶民にとって唯一の日常的なメディアであった。政府・官憲の情報、震災報道は、当時の日本人の朝鮮人観、いわゆる「不逞鮮人」<sup>(1)</sup> 言説の拡大再強化に多大な影響を与えた。

関東大震災時の朝鮮人虐殺に関しては、姜徳相・山田昭次をはじめ1960年代以降に現れた多くの先行研究とともに、史料や証言の掘り起こしが進み、その経緯や虐殺の主体などがかなり実証的に明らかになっている<sup>(2)</sup>。震災当日から流言・虐殺が始まったが、翌2日の戒厳令発布以降に激しさを増した。虐殺は軍・警察の主導下で行われ、自警団は主に官憲の煽動・教唆により組織され虐殺に向かった。その責任追及を恐れた政府は、自警団や朝鮮人に責任を転嫁した。しかし自警団はほとんど処罰されなかった。虐殺数は当局の隠蔽・妨害により正確には不明だが、6,000人以上とされる<sup>(3)</sup>。

---

(1) 「鮮人」は明らかな差別語だが、当時の日本人の朝鮮人観を問題にする意味で、以下そのまま使う。

(2) 姜徳相／琴乗洞編『現代史資料(6) 関東大震災と朝鮮人』みすず書房、1963年。姜徳相『関東大震災』中公新書、1975年（のちに20新版され同『関東大震災・虐殺の記憶』青丘文化社、2003年）、及び山田昭次『関東大震災時の朝鮮人虐殺—その国家責任と民衆責任』創史社、2003年（新版が同社から2011年に出版）など多数。以下、姜徳相は2003年版、山田昭次は2011年版から引用する。最新の研究の整理と論点は、田中正敬「関東大震災時の朝鮮人虐殺をめぐる論点」『歴史地理教育』No.809号、2013年を参照。

(3) 姜徳相前掲書、第8章。

また本研究に関連する流言・虐殺に対する官憲情報や新聞報道を分析した研究も進んだ。従来の研究では、警視庁編『大正大震火災誌』（1925年）及び神奈川県警察部編『大正大震火災誌』（1926年）などの官憲史料に基づき、流言を流布したのは民衆とされてきた。しかし山田昭次は、政府・官憲が積極的に流言を流布しながらその事実を隠蔽したことを明らかにし、「朝鮮人暴動流言を流したのは民衆で、その流言を抑えたのが警察」と述べたに等しい官憲史料自体が「自己保身のために史実を偽造」したものと痛烈に批判した<sup>(4)</sup>。新聞報道研究では、大畑裕司・三上俊治が、震災時の東京・大阪・地方・朝鮮の計20紙を対象に体系的な分析を行い、新聞報道が流言や虐殺、偏見・敵対心の助長に加担したと結論づけた<sup>(5)</sup>。山田は、流言・虐殺に関する全国各地の報道記事を収集した史料集全5巻（以下、『報道史料』と略す）を刊行し、「解説」で、政府発表に追従した一般的な報道だけでなく、国家に批判的な諸新聞があったことを明らかにした<sup>(6)</sup>。

しかし管見の限り、朝鮮人虐殺や流言に関して、ジェンダーの視点から検討した研究はほとんどない。自警団という日本人男性集団を日本人／朝鮮人、地域社会の内／外、上層／下層という亀裂から分析した藤野裕子の研究<sup>(7)</sup>が、男性史研究と言えるくらいである。しかし例えば、「朝鮮人暴動幻想」（山田昭次）<sup>(8)</sup>とともに、朝鮮人男性が日本人女性を強かんしたという虚偽情報（以下、「レイピスト神話」と呼ぶ）が流され、朝鮮人虐殺の口実の一つにされ、「不逞鮮人」言説を強化したことは、注目されてこなかった。これらは過去の問題とは言えない。2011年の東日本大震災時に「レイプ多発」「外国人窃盗団」流言<sup>(9)</sup>が広まり、2013年に在日朝鮮人や「慰安婦」を標的にしたヘイト・スピーチ（憎悪表現）デモが活発に行われるなど、ジェンダーとの結びつきは繰り返されている。

本稿は、以上の先行研究に学びながら、アメリカ男性史の成果として20世紀転換期に登場した「黒人レイピスト神話」に関する近年の研究<sup>(10)</sup>に着想を得て、関東大震災を契機に登場した「朝鮮人レイピスト神話」に注目して、先に述べた官憲史料や『報道史料』を用いて、「朝鮮人暴動幻想」を含め、そうした言説がどのように形成され、どのような役割を果たしたのか、即ち朝鮮人がどのように文字表象されたのかを検討したい。

そのため、まず1で在日朝鮮人の形成と「虐殺」前夜の日本に普及した「不逞鮮人」言説を概観したうえで、2では関東大震災時の政府・官憲の動きと、官憲史料のなかの「朝鮮人暴動幻想」

(4) 山田昭次前掲書、118～121頁。

(5) 大畑裕司／三上俊治「関東大震災下の『朝鮮人』報道と論調」（上）（下）『東京大学新聞研究所紀要』第35号・第36号、1986年・87年。

(6) 山田昭次編『朝鮮人虐殺関連新聞報道史料』全5巻、2004年、緑陰書房。別巻の「解説」参照。

(7) 藤野裕子「関東大震災時の朝鮮人虐殺と向き合う」歴史学研究会編『震災・核災害の時代と歴史学』青木書店、2012年。

(8) 山田前掲書、2003年版、44頁。

(9) 「『外国人窃盗団』『雨当たれば被爆』被災地、広がるデマ」『朝日新聞』2011年3月26日付、等。

(10) 兼子歩「『黒人レイピスト神話』のポリティクス」『ジェンダー史学』第3号、2007年。同「〈男性の歴史〉から〈ジェンダー化された歴史学へ〉」本木喜美子・貴堂嘉之編集代表『ジェンダーと社会』旬報社、2010年。佐々木孝弘「黒人男性が白人女性をレイプするとき」『東京大学アメリカン・スタディーズ』第3号、1998年、など。

「レイピスト神話」がどうつくられたのか、3では関東の新聞各紙が「朝鮮人暴動幻想」「レイピスト神話」をどう報じたのか、10月20日の司法省発表後の報道もあわせて、検討する。

## 1 「虐殺」前夜の朝鮮人像——「不逞鮮人」言説の形成

朝鮮人の本格的な日本渡航は、「韓国併合」（1910年）からであり、実質的には1917年以降であった。日本の植民地支配を背景に海を渡った在日朝鮮人の多くは、日本人が嫌う底辺の産業部門で劣悪な労働条件の下、日本人以下の低賃金で働く単純労働者となり、大都市周辺に生活の場をつくった。1920年当時、朝鮮に父母や妻子を置いて単身で渡航した20代を中心とする青年層の朝鮮人男性労働者が主流であった<sup>(11)</sup>。植民地教育政策により学校教育の普及が抑制された<sup>(12)</sup>ため、この時期の渡日朝鮮人は日本語が不自由であり、発音も朝鮮語の特徴からくる独特の訛りがあった。これらが虐殺時に朝鮮人判別に悪用された。

また留学というルートもあった。1919年に朝鮮人留学生約400人が東京に集まり「2・8独立宣言」を出し、同年に朝鮮全土で繰り広げられた3・1運動の先駆的な役割を果たした。留学生などの活発な動きは、治安当局の警戒対象となった。

では、朝鮮人虐殺の前提として、震災当時の日本人は植民地の民である朝鮮人に対し、どのようなイメージを抱いていたのか。そのキーワードは「不逞鮮人」である。

「不逞鮮人」とは、3・1運動後の日本社会で急速に普及した民族蔑称的な言説<sup>(13)</sup>、現在で言うヘイト・スピーチである。そもそも「不逞」及び「鮮人」が使われ始めたのは、「併合」以降であった。「大韓帝国」の国号が地域を表す「朝鮮」に改められた直後、日本の新聞は「韓人」に替わって「鮮人」という蔑称を使用し一般化した。「併合」直後に起こった寺内正毅総督暗殺陰謀と称された事件（105人事件）に関わって、植民地権力は日本の統治に反対する朝鮮人に「不逞」という表現を使い出した。「不逞鮮人」という組み合わせで使われたのは、日本の在間島総領事が作成した報告（1916年）であったが定着せず、「排日鮮人」の方が頻出した。日本の「内地」に先立って、「外地」の日本語新聞が「不逞鮮人」を起用した。

植民地の日本官憲が造語して使い始め、これに追隨して「外地」の新聞が起用した「不逞鮮人」

(11) 1920年代初めの日本居住朝鮮人の性別・年齢別に留意が必要である。国勢調査（1920年10月）では、朝鮮人男性36,026人、女性4,712人と、男性が88.4%と圧倒した。男性の年齢構成では①20代前半（20～24歳）11,543人、②20代後半（25～29歳）8,354人、③10代後半（15～19歳）5,308人、④30代前半（30～34歳）4,995人の順で、合計83.8%が働き盛りの青年成人層であった（森田芳夫『数字が語る在日韓国・朝鮮人の歴史』明石書店、1996年、41頁）。即ち、「震災」前夜の在日朝鮮人は、青年層男性を中心にジェンダー化された集団だった。家族・定住型に移行するのは1920年代後半からである。

(12) 日本と異なり義務教育制が不施行であった植民地朝鮮では、日本語を「国語」とした普通学校（総督府が設立した朝鮮人初等教育機関）の入学率（1920年）は男子14.8%、女子3.1%に過ぎず、1910年代はそれ以下だった。拙著『植民地期朝鮮の教育とジェンダー』世織書房、2005年、参照。

(13) 以下は、内海愛子『『鮮人』ということば』『朝鮮人差別とことば』明石書店、1986年、及びアンドレ・ヘイグ「中西伊之助と大正期日本の「不逞鮮人」へのまなざし—大衆ディスクールとコロニアル言説の転覆』『立命館言語文化研究』22巻3号、2011年。同「(例会報告)近代メディア・文化における『不逞鮮人』像（1919～23年）』『朝鮮史研究会会報』第184号、2011年、を参照した。

が日本社会で使われ出したのは、3・1運動をきっかけに植民地権力が日本「内地」の新聞に導入して以降である。独立運動とその鎮圧後、「満洲」、ロシア、米国など国外で朝鮮人の武装抵抗が高揚したが、これらが「鮮人」や「不逞鮮人」の「事件」「陰謀」——現在でいう「テロ」言説——として日本社会に伝えられ一般化した。日本各地発行新聞（朝鮮発行含む）のなかで「不逞鮮人」に関する見出しが記された新聞記事数<sup>(14)</sup>は一七五件あり、1919年以前は皆無だが、同年4月に初登場し翌年急増する。1919年4月から震災があった1923年までの4年半で119件に急増（19年2件、20年48件、21年26件、22年20件、23年22件）し、1924年から45年までは56件と急減した。

「不逞鮮人」が意味するところは何か。第1に、独立運動を行う朝鮮人に対して、「陰謀」や「反逆」と結びつけられて使われた。たとえば、今日では独立運動家として名高い呂運亨<sup>ヨウウンジョン</sup>の写真を大アップした記事には、「不逞鮮人が独立陰謀の顛末／暗殺放火強盗を恣にす／狂暴驚くべき僭称政府の方針」（『読売新聞』1920年8月18日）という扇情的な見出しが踊った<sup>(15)</sup>。ここでは「朝鮮の独立」という朝鮮人にとって正当な要求は「不逞鮮人」が企てる「陰謀」とされ、独立運動は「暗殺放火強盗」をおかす“恐ろしい”行為というイメージが作りだされている。「不逞」には「天皇のみいつ御稜威（＝天皇の威光）にそむく」逆賊という意味<sup>(16)</sup>があり、極刑に等しい「大逆」のイメージを伴って、恐ろしさは加速された。興味深いことに、「不逞」という語句は日本人社会主義者には使われず主に朝鮮民族に使われたが、同時期の新聞ではアイルランド人、インド人など他の帝国に反抗する民族にも時々使われたことから、「不逞」には植民地被支配民族の反植民地主義の思想と抵抗運動を暗示するニュアンスがあったという。つまり「不逞鮮人」とは、3・1運動を受けて「新たに形成された朝鮮民族のアンチ・コロニアル勢力を狂暴なテロリストとして表象する様式の主要な現れ」<sup>(17)</sup>であった。3・1運動とその鎮圧後も続いた日本の朝鮮支配への抵抗が、大衆メディアの「不逞鮮人」言説を通じて「狂暴なテロリスト」と歪曲されて伝わり、日本民衆に報復への恐怖を抱かしめたのである。

次に、独立運動だけでなく、朝鮮人一般にも適用され、「不平をいだき、反逆をたくらむ、けしからぬ朝鮮人」を意味して使われた。例えば、「鮮人に光る官憲の目玉」「川崎の怪鮮人」（『東京朝日新聞』1922年4月26日）という記事からは、一般の在日朝鮮人が電車に乗ったり、歩いているだけで「あやしい」「何をするかわからない」「警戒すべし」という予断や偏見を与えるメッセージが伝わってくる。あるいは「不良鮮人引致／明大の一隅に額を鳩めて」（同19年12月15日）の記事では、十数人朝鮮人学生が集まると「穏かならず」と警察に引っ張られた。「鮮人」には予め「不逞」が含意され、犯罪者や謀議のイメージがつけられている。

(14) 日本各地で発行及び朝鮮で発行・配布された新聞記事データベース「戦前日本在住朝鮮人関係新聞記事検索 1868-1945」（<http://www.zinbun.kyoto-u.ac.jp/~mizna/shinbun/shinbun.html>, 2013年9月1日閲覧）による。ただし読売新聞は入っていない。

(15) 『読売新聞』は同年10月に3回シリーズで「厄介な不逞鮮人」を連載し、中国で独立運動を行う「不逞鮮人」を馬賊と同等か、それ以上に危険と表象した。アンドレ・ヘイグ前掲文。

(16) 姜徳相氏の教示による。

(17) アンドレ・ヘイグ前掲文, 81頁。

このように「不逞鮮人」言説には、朝鮮独立運動への警戒とともに、朝鮮人への偏見や蔑視、その裏返しの「朝鮮人は何をかわからない」「こわい」という不安や恐怖、朝鮮人による日本人への怨恨や攻撃・復讐のイメージやメッセージが含まれている。

ただし、「不逞鮮人」という帝国主義的言説への風刺と抵抗の言説もあった。無政府主義者の朴烈と金子文子は「不逞社」を結成して、1922年11月に機関誌『太い鮮人』を創刊した。当初は「不逞鮮人」と題する予定だったが、当局が許可しなかったので『太い鮮人』とした。創刊号では、「日本の社会」は「不逞鮮人」を「暗殺、破壊、陰謀」をたくらむと「誤解」しているが、そうではなく「自由の念に燃えて居る生きた人間」と主張した<sup>(18)</sup>。これに先んじて、朴・金子と親しい関係にあったプロレタリア文学者の中西伊之助は、1922年に「不逞鮮人」という中編小説を『改造』9月号に発表し、巷間に流布した「不逞鮮人」言説を逆手に取って、これを風刺し転覆させようとした<sup>(19)</sup>。

しかし抵抗の言説は極少数派に留まり、3・1運動以降「震災」前まで、官憲情報に端を発した「不逞鮮人」言説は、新聞を通じて日本社会の流行語になり、朝鮮人に対する「陰謀」「反逆」「恐怖」「報復」のイメージが蓄積されていた。これが、震災時の官憲情報や新聞報道を通じて、「朝鮮人暴動幻想」「レイピスト神話」という事実無根のデマをつくりだし、「殺られる前に殺り返せ」という虐殺心理へと導いていったと考えられる。

## 2 政府・官憲情報と官憲史料のなかの「レイピスト神話」

### 1) 朝鮮人虐殺と政府・官憲情報

震災後に最初に発生した流言は、「津波が来る」「再び地震が起きる」であった。まもなくして朝鮮人の放火、来襲、投毒、爆弾投擲などの流言が発生し、これらが東京、横浜全域に拡散するなか、2日から6日にかけて関東一円で警察・軍・自警団による朝鮮人虐殺が繰り返された。

朝鮮人虐殺を実際に目撃した民衆の証言を集めた西崎雅夫によれば、その方法は「首・手首を切り落とす」「電柱に縛り付ける」「投石で虐殺」「火あぶり」など残虐なものであった。まさに集団リンチである。見逃せないのは「女性・子どもへの蛮行」、さらに「女性への性暴力」も行われたことである。その一部を挙げれば、「子供を連れて青田に潜んでいたのを引き出して殺した」（駒込：鈴木雷三）、「神田で妊婦を刺したら『アポジ（お父さんの意味）』と叫んだ、と聞いた」（神田：羅祥允）、「腹を割かれた妊婦の死体と、陰部へ竹の棒を刺された女性の死体があった」（大島：高梨輝憲）、「知り合いの奥さんが雑木林で凌辱され虐殺された」（古川：後藤順一郎）であった<sup>(20)</sup>。「（軍隊が機関銃で殺した。）…女も2～3人いた。女は…ひどい。話にならない。真っ裸にしてね。いたづらをしていた」（四ツ木橋：大川（仮））という証言もある<sup>(21)</sup>。震災後の自警団裁

(18) 山田昭次『金子文子—自己・天皇制国家・朝鮮人』影書房、1996年、103～104頁。

(19) アンドレ・ヘイグ前掲文。

(20) 西崎雅夫「八広に追悼碑ができるまで—東京の朝鮮人虐殺の実態—」（関東大震災90周年記念大会、明治大学駿河台校舎、2013年8月31日）。

(21) 関東大震災時に虐殺された朝鮮人の遺骨を発掘し追悼する会編『風よ鳳仙花の歌をはこべ』教育史料出版会、1999年、58～59頁。

判でも、自警団自らが「無警察状態に乗じて最も残酷な殺人、又は掠奪婦女子に暴行を加へた」と報道されている<sup>(22)</sup>。これらは、実際に日本人が朝鮮人に行った強かんを含む残虐な虐殺行為であるが、流言では逆に朝鮮人が日本人に行った行為にされたのである。

流言の発生が官憲、民衆のどちらが先かは不明である。しかし流言の信憑性を高め拡散させるのに積極的な役割を果たしたのは、第1に警察・軍・内務省など政府・官憲の情報、第2に新聞であった。前者からみていこう。

1日、「午後3時頃社会主義者及び鮮人の放火多し」が、東京で最も早い朝鮮人関係の流言として、警視庁編『大正大震火災誌』（1925年）に記載されている。同書が官憲の流言を徹底的に消し去ったのは先述の通りであるが、山田によれば、実際は同日夕方に警察官ないしは警察署が自ら「朝鮮人の放火者が徘徊」（巡査が上野公園の避難者に）、「各町で不平鮮人の殺人放火」（曙町交番巡査が自警団に）、「爆弾凶器を有する鮮人十一人当町に襲来」（日本刀をもった警察官が埼玉県入間町の町民に）という流言を流布したことが確認されている<sup>(23)</sup>。早くも1日の夜半には、在郷軍人と警官が触れ回った「泥棒」流言をきっかけに、旧四ツ木橋（現在の東京都墨田区）の土手近くに避難した一般住民によって、虐殺が始まった（翌2日に木根川橋近くで「投毒」「婦女暴行」流言により虐殺が起こり、同日さらに軍隊が出動し四ツ木橋の土手の朝鮮人虐殺が急増した）<sup>(24)</sup>。

2日、流言は一気に拡散した。東京・神奈川の警察官・警察署は、朝鮮人が暴動を起こしたという虚偽情報の流布を呼びかけ、張り紙などにより盛んに行い、日本民衆に朝鮮人虐殺を容認する発言までした。2日夕、政府は「朝鮮人暴動」流言を口実に、手続きが不備なまま戒厳令を発布した（同日東京市と府下5郡、3日に東京府全域と神奈川県に拡大、4日に埼玉県と千葉県に拡大した）。約5万の軍隊が出動して、各地で朝鮮人を拘引し、虐殺を開始した。2日夜、埼玉県では、同県内務部長香坂昌康が郡町村長宛に「不逞鮮人暴動に関する件」という題名の移牒文を発し、自警団の結成を促すとともに「一朝有事の場合には、速かに適當の方策を講じる」ことを示唆した。この指令を受けて埼玉県各地では自警団が結成され、朝鮮人虐殺が行われた。

3日早朝、治安の元締めである内務省警保局長後藤文夫は、「朝鮮人は各地に放火し、不逞の目的を遂行せんとし、現に東京市内に於て爆弾を所持し、石油を注ぎて放火するものあり…」として、「鮮人の行動に対して厳密なる取締り」を命じた電文<sup>(25)</sup>を船橋無線電信所より各地方長官宛に送った。かくして「朝鮮人暴動」は政府公認の事実と認定され、全国に発信された（2日の埼玉県内務部長の移牒文、三日のこの電文は後に問題化する）。

1日夜半から2日・3日にかけて東京・横浜で生じた流言からはじまった虐殺は、4日以降に千葉県、埼玉県、群馬県などに拡大し、関東一円で虐殺が繰り返された。

ところが、戒厳令を布告し内務省警保局長が「朝鮮人暴動」を認定した（2日）にもかかわらず、「暴動」の確証がなかった。軍隊内部は2日午後これに気づき、3日には捜査の結果「総て虚報」であることを確認している。虐殺の国家責任を問われかねないことに気づいた日本政府は、5日に

(22) 「押収された血塗の銘刀／悪自警団の罪状」『時事新報』1923年10月6日、『報道史料』所収。

(23) 山田前掲書、57～58頁。

(24) 関東大震災時に虐殺された朝鮮人の遺骨を発掘し追悼する会編前掲書、44～83頁。

(25) 姜徳相／琴乗洞編前掲書、18頁。

政策を転換した。同日、山本権兵衛内閣は「内閣告諭第二号」を発して、民衆のよる朝鮮人「迫害」の「自重」を求めた<sup>(26)</sup>が、実際に迫害したのは軍・官憲であったので自己撞着であった。同日、臨時震災救護事務局警備部に官憲が集まって「鮮人問題に関する協定（極秘）」<sup>(27)</sup>を結び、①官憲・新聞等に対して「一般鮮人は皆極めて平穏順良」と流言を否定し、②「朝鮮人の暴行又は暴行せむとしたる事実を極力捜査し、肯定に努むること」を指示して朝鮮人への責任転嫁を画策し、③海外に向けて「赤化日本人及赤化鮮人が背後で暴動を煽動したる事実ありたることを宣伝」する方針が決定された。政府は、国家責任を隠蔽するために、第1に流言と虐殺の責任を自警団（民衆）に転嫁し、第2に虐殺を正当化するために「朝鮮人暴動」の事実探しが必死で行われた（その成果が後述する10月20日の司法省発表である）。

以後、自警団に流言・虐殺の責任が転化されていく。関東で組織された自警団数は、3,689であった（23年10月下旬当時）。9月11日、臨時震災救護事務局警備部司法委員会は朝鮮人を虐殺した自警団検挙の方針を出したが、全員の検挙を放棄し「顕著なるもの」「警察権に反抗」的な一部の自警団だけを検挙するというものだった。これに基づき9月19日から10月にかけて埼玉、千葉、東京などで、一部の自警団の検挙が行われた。自警団裁判の判決を分析した山田によれば、朝鮮人を殺害するため警察を襲撃した被告や日本人を朝鮮人と誤殺した被告には実刑だったが、朝鮮人を虐殺した被告の大部分は執行猶予になった。自警団裁判は、国際的な体面上、朝鮮人虐殺の罪を裁くようにみせて、実際は朝鮮人の生命を軽視し、官憲に責任が及ばないように自己保身を図るものだった<sup>(28)</sup>。

埼玉県自警団裁判では、先述した同県内務部長の移牒文が自警団結成と虐殺を招いたことが指摘され、それを発した香坂前内務部長（福島県知事に栄転）の責任のなかりが問題になった<sup>(29)</sup>。また同年12月、衆議院本会議で永井柳太郎議員（憲政会）が、朝鮮人に対する「調査と陳謝」「遺族への相応な方法」を講ずることを要求し、虐殺事件に関して政府が自警団を検挙し責任を免れようとしたこと、内務省警保局発で全国に発せられた電文（9月3日）を取り上げ「朝鮮人の襲来に関する流言は政府自ら発したのもの…全責任は前内相水野錬太郎氏にある」「官吏を処罰」すべきなどと責任を追及したが、山本首相は「調査中」と答弁するのみであった<sup>(30)</sup>。結局、流言を事実認定・発信した政府・官僚はもちろん虐殺の主体となった軍・警察も含め、国家権力で責任をとった者は誰一人いなかった。

## 2) 官憲史料のなかの「レイピスト神話」

では、流言のなかで「レイピスト神話」はどのように登場したのだろうか。官憲史料からみてみ

(26) 姜徳相／琴乗洞前掲書、74～75頁。

(27) 警備部「朝鮮問題に関する協定（極秘）」姜徳相・琴乗洞前掲書、79～80頁。

(28) 山田前掲書、第3章。

(29) 「鮮人事件で香坂氏非難され…浦和の公判廷で失態暴露され」『東京日日新聞』1923年11月9日（福島版）、など。『報道史料』1巻、所収。

(30) 「斯して質問に入る返り咲きの格の永井氏」『東京日日新聞』1923年12月16日付、前掲『報道史料』1巻、222頁。

よう。先に述べた警視庁編『大正大震火災誌』及び神奈川県警察部編『大正大震火災誌』（1926年）は、時系列及び各警察署管内で発生した民衆の流言を記載している。先述したように、両史料は民衆の流言だけを収集・報告して、国家責任隠蔽のために官憲の流言を消去したという看過できない問題がある。しかし民衆の流言は一定程度の事実関係を反映したと考えられる。また官憲が記録した民衆の「流言」言説としてとらえ直すこともできよう。こうした史料の限界をふまえつつ、警察が把握した限りでの民衆の流言の発生と展開について、性暴力に焦点をあてて、追ってみたい。

まず、警視庁編『大正大震火災誌』から、東京における朝鮮人「暴動」「強姦」関連の流言の変遷をみよう。東京では、「1日午後3時頃」に「社会主義者及び鮮人の放火多し」（下線引用者、以下同じ）という流言から始まる。ところが社会主義者への流言は消え、以後「不逞鮮人」ばかりが登場する。翌2日に流言は具体性を帯びて一気に拡大する。翌「2日午前10時頃」に「不逞鮮人の来襲あるべし」「昨夜の火災は、多く不逞鮮人の放火又は爆弾の投擲に依るものなり」「鮮人中の暴徒某神社に潜伏せり」という流言に広がり、「2日午後2時頃」に「鮮人二百名、神奈川寺尾山方面の部落に於て、殺傷、掠奪、放火等を恣にし、漸次東京方面に襲来しつつあり」「鮮人約三千名、既に多摩川を渉りて洗足村及中延附近に来襲し、今や住民と鬭争中なり」となって「暴行」方法と地名に具体性が出て来たのに続いて、「2日午後2時5分頃」に次の記載がある。

「横浜の大火は概ね鮮人の放火に原因せり、彼らは団結して至る所に掠奪を行ひ、婦女を辱め、残存建物を焼毀せんとするなど、暴虐甚だしきを以て、全市の青年団、在郷軍人団等は、県警察部と協力して、之が防止に努力せり（横浜方面よりの避難民の流言）」（下線引用者）

これが東京における最初の「強姦」に関する流言である（以下「強姦」表記は下線部直線）。警視庁史料には、以上を含め35の朝鮮人関係の流言が収録されている（伏せ字含む）が、この流言が最も長文であり、「婦女の辱め」、即ち「強姦」を指した記載があるのはこれだけである（以後の記載に「婦女を殺害せり」が2回登場する）。注意すべきは、この流言には「横浜方面よりの避難民の流言」と出所が付記され、発生源が横浜で日本民衆が伝播したとされている（出所の記載はこれを含む2つだけ）。この流言は、それ以前の流言に比べて、放火、掠奪、建物焼毀、甚だしい暴虐が記され具体的かつ集大成的であり、ここに新たに「強姦」が登場している。さらにそれ以前の流言で言及のない青年団、在郷軍人団、県警察部が防止役として登場したことに特徴がある。その分だけ「まことしやかさ」が高まったと推測できる。

次に、東京及び神奈川の各警察署管内で生じた流言の変遷を追ってみよう。警視庁及び神奈川県警察部の史料によれば、「強姦」に言及した流言は、東京（警視庁管内）51警察署のなか6警察署で、神奈川11警察署のなか9警察署で発生した。表1は、東京府及び神奈川県下の各警察署管内の流言のうち、「強姦」関係の流言を抜粋したものである。

表1 東京府及び神奈川県下の各警察署管内の「強姦」関係の流言

警察署名	流 言 の 内 容
東京府下 (警視庁)	①浅草南元町警察署 9月2日の夕に至り「鮮人等は爆弾を以て火災を起し、毒薬を井戸に投じて殺害を計れるのみならず、或は財物を掠め、或は婦女を姦する等、暴行甚だしきものあり」との流言行はるるに及び、茲に自警団の組織を促して…
	②本所向島警察署 9月2日の夕に至り、鮮人が変災に乗じて放火・掠奪・強姦等の暴行を逞しくせりと流言始めて管内に伝はり、自警団の組織を促せしが、翌3日益々拡大して…(略)…鮮人襲来の流言は民衆を刺激して彼等に対する、迫害は至る所に演ぜられ、…(略)
	③深川西平野警察署 9月2日の夜、午後8時頃本署に急報するものありて、曰く「鮮人数十名門前仲町方面に襲来せり」と、即ち警部補以下二十余名の署員を特派し、…徹宵警戒に任せしめしが、遂に其隻影を見ず、而して此前後に於て「鮮人等が爆弾に依りて火災を起し、財物を掠め、 <u>婦女を辱め</u> 、或は毒薬を撒布する等暴虐至らざる所なし」との流言行われ……。斯くて民衆の手に依りて逮捕し、本署に同行せるもの少なからざりし。
	④品川警察署 9月2日午後2時25分、横浜方面より来れる避難者に依りて恐るべき流言はじめて宣伝せられ、曰く「横浜の大火は不逞鮮人の放火に原因するもの多し、而して彼等は団結して至る所に掠奪を恣にし、 <u>婦人を姦し</u> 、残存の建物を焼き尽さんとするが如く、暴虐甚しきを以て同市の青年団、在郷軍人等は県警察部と協力して防衛中なり。彼等の集団は数十名乃至数百名にして、漸次上京の途に在るものの如く、神奈川、川崎、鶴見等各町村の住民を挙げて警戒に従へり」と、真偽未だ詳かならずと雖も、又等閑に附す可からざるが故に、直に之を警視庁に報告。…(略)…民衆の鮮人を捕へて本署に同行するもの多きに及、…(略)…二名のうち一名は…殺害…
	⑤渋谷警察署 …(略)…8日に至り、…尋で「 <u>中渋谷某の下婢が凌辱せられたり</u> 」との訴へあり之を臨検するに其四肢を緊縛せられて同家の玄関前に横はり居しが、 <u>凌辱の事実なく</u> 、又、 <u>鮮人の犯罪にあらず</u> 。
	⑥亀戸警察署 9月2日午後7時頃、鮮人数百名管内に侵入して強盗、 <u>強姦</u> 、殺戮等、暴行至らざる所なしと流言行はるると同時に…
神奈川県下	⑦加賀町警察署 9月2日午後8時頃不逞鮮人三百人は保土ヶ谷方面より来襲し…警察官と戦闘中なり、同9時に至り警察官の力及ばず不逞鮮人は遂に西戸部々内に <u>侵入し婦人を襲つて其の携帯金を略奪し</u> 、或は強姦し、其の甚だしきは局部に食塩を投入すと蜚語同方面に往復したるものより頻に伝へられ、寿署部内及び戸部方面に聞く喊声は漸く之を事実と信ぜしむに至り老幼、婦女の恐威言語に絶す。
	⑧伊勢佐木町警察署 9月2日午前10時頃不逞鮮人襲来し、強盗、 <u>強姦</u> 、放火、掠奪等の犯罪を敢行すと流言寿警察署内中村町附近より伝はり、…為に一般罹災民は極度の恐怖に駆られ男子は之が自衛を為さむとして武器を持ちて起ち婦女子は全く外出を中止して……
	⑨山手本町警察署 根岸町相沢及山元町方面に於ては9月1日午後7時頃鮮人約二百名襲来し放火、 <u>強姦</u> 、井水に投毒の虞ありとの浮説寿警察署管内中村町及根岸町相沢方面より伝はるとて、部民の一部は武器を携帯し警戒に着手し該浮説は漸次山手町及根岸桜道方面に進行伝播せり。
	⑩神奈川警察署 不逞鮮人の襲来に関しては9月2日午後保土ヶ谷方面より順次東京方面に数百の鮮人一団となり、至る処に放火し、又は毒薬を井水に投じ、或は婦女子を強姦する等の流言蜚語伝はり来り、老幼婦女子は勿論これを誤信し、…
	⑪鶴見警察署 震災第2日午前11時頃より横浜方面により東京方面に向つて通行する避難民中不逞鮮人が昨夜より横浜に於て強盗、 <u>強姦</u> を敢行したりと云ふものあり、或は井戸に毒薬を投じ……
	⑫川崎警察署 震災2日目早朝に至り東京及横浜よりの避難民は部内を交又して来往し雑踏を極めたりしが、之等避難民が部内を通過するに当り、横浜の火災は倒潰家屋に鮮人が放火したるものなり、又鮮人は <u>婦女を強姦</u> したり、金品を掠奪したり、東京亦同様なり杯、口々に言ひ罵り通行する為、…此の流言の伝はりたるは、9月2日未明横浜東京よりの避難民が部内を通過する際に起こりたる

	ものにして多く横浜方面よりの避難民によりて伝来せられたるもの…
⑬小田原警察署	3日午前7時頃、避難民より京浜地方の朝鮮人暴行の流言を伝える者あり、纏て刻一刻に蜚語盛むとなり…在住鮮人等は隊伍を組み手財物を掠奪し、或は婦女に対して猥欲を遂ぐるが如き事件各所に起り、之れに憤慨したる罹災民は手に武器、凶器を持ち、自警団と称して団体を組織し、鮮人其他不逞者に備へつつあり……9月3日より5日に至る短期間…婦女子の夜間通行者なき…
⑭鎌倉警察署	9月2日午前6時頃京浜地方より避難民が鎌倉町に来たり、横浜市根岸町相沢方面に於て鮮人が強盗強姦を為し、警官隊との間に争闘起り、相互に夥多の死傷者あり、……との流言を伝える者ありたり。
⑮横須賀警察署	震災当日余震頻りにして罹災者は何れも不安恐怖に閉されつつあるたる折柄、大海嘯の襲来又は婦女凌辱団の横行あり等、種々なる風説相次で伝はり、老幼婦女子の如きは衷心せんばかりの恐怖に陥り、狼狽為す所を知らざる有様なり…2日京浜地方の惨状次第に伝はり、同月3日に至りては続々同方面より帰来せる避難者により忽ち実状を伝えられ、遂には鮮人襲来をさへ伝へ聞くに至りしが、当時管内には恰も鮮人二百二十余名あり、陸軍倉庫に鮮人救護所を設けて鮮人工の集団及び散在者を收容警戒せしに…鮮人殺傷事件の一も発生せざりし所以…

出典：警視庁編『大正大震災災誌』1925年、及び神奈川県警察部編『大正大震災災誌』1926年（姜徳相／琴乗洞編『現代史資料（6）関東大震災と朝鮮人』みすず書房、一九六三年、所収）より作成。

注：1. 下線部直線は朝鮮人「強姦」関連記述したもの。

2. 下線部点線は強姦を疑われたが、のちに強姦でも容疑者が朝鮮人でもないと判明したもの。

同表から、以下のことがわかる。第1に、「強姦」流言は、2日以降に発生した東京より先に、震災当日に神奈川県内の2つの警察署管内で発生し（⑮横須賀⑨山手本町）、その表現にも具体性がある。横須賀・横浜は東京以上に地震被害が激しかった地域である。

このうち最も早いと推測できる「強姦」流言は、帝国海軍を擁する横須賀の警察署管内（⑮）で、「大海嘯の襲来」とともに発生した「婦女凌辱団の横行あり」という「風説」であった<sup>(31)</sup>。横須賀の「風説」発生時は「震災当日余震頻り…折柄」<sup>(32)</sup>とあることから、東京の最初の流言の発生時刻「午後3時頃」より早いと推測される。最も初期に属する流言が「放火」ではなく、「婦女凌辱」であったことは注目に値する。この時点では主語がなく朝鮮人と特定されていないが、「凌辱団」なので集団である。横須賀に「朝鮮人襲来」の流言が京浜方面から届いたのは、3日であった。県警察部史料は、当時横須賀には朝鮮人「220余人」が在住したが、陸軍倉庫に「土工の集団及び散在者を收容警戒」したので、朝鮮人虐殺事件は1件も起こらなかったと記している。震災当日に「婦女凌辱」という「風説」が起こったのは、朝鮮人労働者という男性集団の存在と無関係ではないだろうし、横須賀の住民が彼らをどう眼差したのかを示している。

震災当日に登場したもう一つの流言は、横浜の山手元町警察署⑨で発生した「9月1日午後7時頃鮮人約二百名襲来し放火、強姦、井水に投毒の虞あり」との「浮説」であった。ここではじめて朝鮮人「二百名」が、「襲来」「放火」「投毒」と並んで「強姦」を行う具体性を帯びた凶悪犯罪者

(31) その後刊行された横須賀市刊行委員会編纂『横須賀市震災誌附復興誌』（1932年）では、「津波の襲来」流言は「震災当日の夕方より」発生したが、翌2日に朝鮮人が京浜を中心に暴動・殺人・放火・焼打・爆弾投擲とともに「婦女を姦し」たとする流言が横須賀に来たため自警団を組織して巡回にあたったが、虚報と記載されており、県警察部史料の言う震災当日の「婦女凌辱団」流言の記載はない。

(32) 震災は相模湾が震源地であったが、震災当日の本震に続く大きな余震は午後一時まで3回続き、午後2時22分に相模灘を震源とする別の地震が発生した。

集団として登場する。この段階では「虞あり」だけで、実行は確認されていない。しかしながら、「部民の一部は武器を携帯し警戒に着手」し始めている。明らかな「朝鮮人レイピスト神話」の誕生である。

第2に、2日になると、「強姦」流言は「襲来」「放火」「投毒」などの流言とともに、神奈川・東京で一気に拡大した。時系列で並べると、神奈川県は②川崎「2日未明」→④鎌倉「午前6時頃」→⑧伊勢佐木町「午前10時頃」→⑩鶴見「午前11時頃」→⑩神奈川「午後」→⑦加賀町「午後8時頃」→③小田原「3日午前7時頃」になる。東京のなかで最も早い④品川「強姦」流言は、先述した警視庁の「強姦」流言と酷似し警視庁に報告したとあることから、品川警察署が出所である。東京への「レイピスト神話」を伴った流言は、「同日夕」に①浅草南元町及び②本所向島へ伝播し、⑥亀戸に「7時頃」、③深川西平野に「8時頃」に瞬く間に伝わった。

第3に、遅く伝わった流言ほど性暴力の表現に具体性を帯びたが、そのことにより朝鮮人の非道さが強調され、虐殺心理につながったことである。加賀町（⑦）では2日午後9時に「不逞鮮人は遂に西戸部々内に侵入し婦人を襲って其の携帯金を略奪し、或は強姦し、其の甚だしきは局部に食塩を投入すとの蜚語」、翌3日午前7時に伝わった小田原（③）では「婦女に対して獣欲を遂ぐるが如き事件各所に起り、之れに憤慨したる罹災民は手に武器、凶器を持し、自警団と称して団体を組織し、鮮人其他不逞者に備へつつあり」が、それである。加賀町の「老幼、婦女」は、「局部に食塩を投入」などの事実無根の流言を「事実と信」じて、パニックを引き起こすほどであった。小田原では、「獣欲を遂ぐるが如き事件」の流言によって、罹災民が「憤慨」し「手に武器、凶器」を持つに至っている。瞬く間に肥大化した「朝鮮人レイピスト神話」が、自警団＝日本人男性集団のナショナリズムと家父長意識を激烈に刺激し、虐殺心理へと駆り立てた原動力の一つとなったのである。

女性の身体はその民族の男性の所有物というナショナリズムと家父長意識が複合的に働くために、他民族男性による自民族女性への強かんはこれを刺激する。しかもその他民族男性とは蔑視すべき「不逞鮮人」であったため、より激烈になったと考えられる。当時の朝鮮人のほとんどが20歳代を中心とする青年層男性であったことも作用したであろう。「黒人レイピスト神話」<sup>(33)</sup>になぞらえれば、虐殺に向かう行動は、想像上の「朝鮮人レイピスト」から日本人女性を守るための日本人男性による「男らしさ」の発揮でもあった。

関東一円で起こった虐殺事件は、5日に政府が政策転換をして流言を否定したことにより、7日以降は終息に向かった。しかし官憲史料には、以後も「レイピスト神話」が否定されないまま、日本民衆の潜在意識に沈殿したことを示す事例が報告されている。渋谷警察署管内（⑤）では8日、「某の下婢が凌辱せられたりとの訴へ」があったので、警察が調べたところ「凌辱の事実なく、又、鮮人の犯罪にあらず」と一件落着した。強かん事件が起こってもいないのに、朝鮮人を犯人と決めつける予断があったのである。

その理由の一つは、口伝えの流言だけでなく、以下のように、新聞が「朝鮮人暴動幻想」「レイピスト神話」を垂れ流し、信憑性を与えたことにあると考えられる。

(33) 兼子歩前掲文、2007年、10頁。

### 3 新聞報道のなかの「レイピスト神話」——中央紙・関東の地方紙を中心に

#### 1) 関東の「朝鮮人暴動幻想」「レイピスト神話」報道

地震の発生と同時に、東京地区の電信・電話は潰滅した。東京にある新聞社は、『東京日日新聞』『報知新聞』を除き、被災・焼失などにより朝鮮人虐殺のピークである9月3日～5日には新聞を発行していない。被災をまぬがれた東京以外の関東では、9月3～4日頃から朝鮮人暴動デマが報道された。

一方、政府は、震災直後から言論統制に乗り出した。震災当日の午後5時、内務省警保局長は、各新聞社に「人心の不安を増大する如き風説」の掲載を避けるよう通牒した。戒厳令公布を経た3日、警保局長は各新聞社に「朝鮮人に関する記事」全面掲載禁止の警告書を出したが、ちょうど官憲・軍等による流言や暴行・虐殺が行われていた最中であり、官憲による流言・虐殺の報道を封じる意図が窺える。5日に「流言蜚語を為す者の取締に関する件」が東京府下の各署長に伝達され、7日に「流言浮説を為したるもの」への処罰を定めた勅令403号（いわゆる「治安維持令」）が公布された。16日、警視庁特高課は各署長と各新聞社宛に「新聞雑誌掲載記事に関する件」を通告し、死体の写真掲載を禁止するとともに、原稿による内検閲が義務づけられた。18日には戒厳地域及び群馬・栃木県下の朝鮮人に関する一切の記事が差し止めになった。震災時の自警団による「朝鮮人に対する暴行」の一部と、司法省発表の「朝鮮人による暴行」の両方の記事が解禁されるのは、10月20日になってからである<sup>(34)</sup>。以上の言論統制のなかで、新聞報道がなされた。

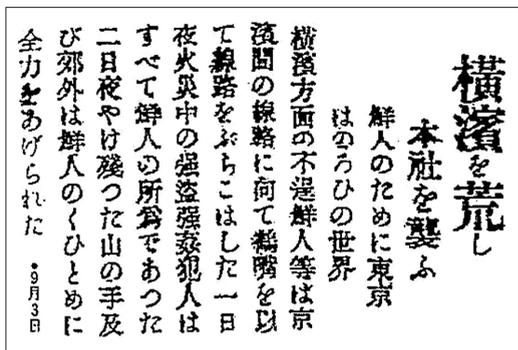
ここで中央紙、関東地方の地方紙の合計8紙の報道に関して、以下の3つにわけて、震災直後の9月上旬に、朝鮮人による「暴動」及び「強姦」をどう伝えたのかを検討する<sup>(35)</sup>。ただしその前提として最も注意すべきは、どの新聞も軍・警察・自警団（民衆）による朝鮮人虐殺を一切報道しなかったことである。

#### (1) 被害が軽かった中央紙—『東京日日新聞』『報知新聞』

社屋消失を免れ被災被害が最も軽かった『東京日日新聞』は、2日に手刷り活版で震災第一報の号外を発行、3日から新聞を発行した。虐殺の最中である3日の記事では、見出しに「不逞鮮人各所に放火し／帝都に戒厳令を布く」「鮮人いたる所／めったぎりを働く」「鬼気全市に／漲る」「日本人男女／十数名をころす」云々が踊り、「不逞鮮人」「鮮人」という蔑視語を使って朝鮮人が放火・殺人を働いたかのような記事になっている。

「強姦」記事は、同日の「横浜を荒し／本社を

図1 『東京日日新聞』1923年9月3日記事



出典：山田昭次編『朝鮮人虐殺関連新聞報道史料』  
第1巻、二〇〇四年、緑陰書房。

(34) 大畑裕司／三上俊治前掲文（上）、52～55頁。

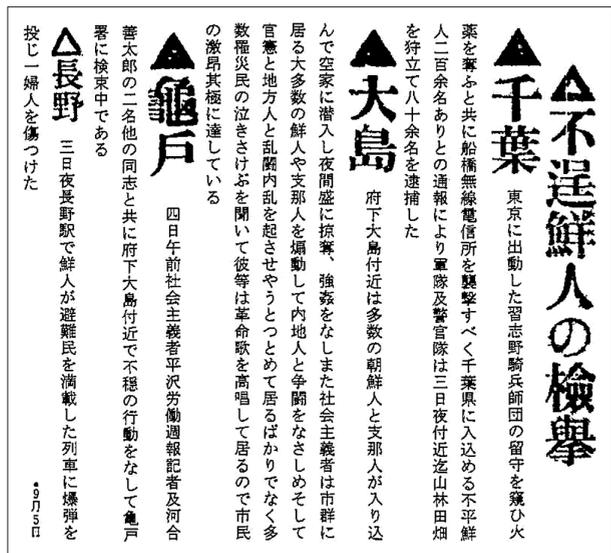
(35) 山田『報道史料』1巻・2巻所収。本文の以下の記事の引用は、同書による。また新聞社の被災被害の程度は、大畑裕司・三上俊治前掲文（上）、56～61頁。

襲ふ／鮮人のために東京はのろひの世界」という見出しの記事のなかで、次のように登場する。「横浜方面の不逞鮮人等は京浜間の線路に向て鶴嘴を以て線路をぶちこはした1日夜火災中の強盗強姦犯人はすべて鮮人の所為であった」（図1参照）。官憲史料の「レイピスト神話」は横浜で1日に発生し、東京には2日以降に伝播したと符合するので、流言を無批判に掲載したのである。なお同日の号外で「鮮人を無やみに迫害するな」という警視庁の告示が掲載されたが、目立たないばかりでなく、「昨日来一部不逞鮮人の妄動ありたるも」と暴動説を認めるように読めるため、説得力がなかった。その後「驚くな、慌てるな／鮮人を迫害するな／山本首相の告諭」（7日）、「鮮人の爆弾／実は林檎／呆れた流言蜚語／湯浅警視総監語る」など、流言に対して批判的になっていく。

社屋焼失を免れた『報知新聞』は、5日から報道を始めた。同日、「警備は完了した／戒厳司令部発表」「凶器を携ふるな／戒厳司令部命令」「鮮人暴動は流説／戒厳司令部公表」見出しの一方で、

「不逞鮮人の検挙」の見出しがある。そのなかで「千葉」の見出しの本文に、師団から火薬を奪って船橋無線電信所の襲撃を目的とする「不平鮮人二百余名ありとの通報」に関する記事とともに、「大島」の見出しがついた本文に「府下大島付近は多数の朝鮮人と支那人が入り込んで空家に潜入し夜間盛に掠奪、強姦をなした社会主義者は…大多数の鮮人や支那人を煽動…彼等は革命歌を高唱」（図2参照）との一文が出てくる。『東京日日新聞』に比べ抑制的ではあるが、集団的な襲撃、略奪、中国人・社会主義者との連携とともに、強かんを伝えている。後続報道では流言は伝えず、抑制的になっていく。

図2 『報知新聞』1923年9月5日記事



出典：図1に同じ。第1巻。

(2) 被害が大きかった中央紙—『国民新聞』『読売新聞』『東京朝日新聞』『時事新報』

社屋焼失し被災被害が大きかった中央紙は、虐殺事件がおさまってから報道を再開した。

7日号外を発行した『国民新聞』は、「鮮人に関する流言は無根（戒厳司令部談）」（7日、号外）を伝えた。『読売新聞』は「治安妨害厳罰／煽動と流言を取締」（7日、号外）を伝えつつ、「鮮人の真相／不逞鮮人の徒は狼狽した／関東戒厳司令部報告外務部発表」（10日、号外）では「無辜の鮮人」虐殺を認めながら、「実際不都合な鮮人が無いではなかった」と治安当局発表を報道した。さらに「朝鮮人の噂は何所から出たか／今も消えぬので弱る／大元は横浜らしい」（15日）と流言横浜発生説を報道したが、注目したいのは同記事で「実際捜査の任に当たった小泉課長も『朝鮮人にして日本人を殺した者は一人もない』と断言」したことを報じたことである。

また『東京朝日新聞』は、「鮮人『只で働く』／相愛会員百余人」（10日、号外）と朝鮮人の献身ぶりから報道をはじめ、社説というべき「小言」では、「朝鮮人にも不逞の行為があったかも知

れない」としつつ「今日朝鮮人を迫害するが如きは、…わが朝野十五年の朝鮮に対する苦心を一日にして滅ぼすもの」（12日）として植民地統治の立場から朝鮮人「迫害」に疑問を呈した。『時事新報』は「鮮人の大部分のものは順良」「風説の大部分は誤認」とするあいまいな「湯浅警視總監談」（14日）から報道を始め、社説「鮮人騒ぎの経験」（17日）で政府の「速やかに事態を調査発表」を求めるとともに「国民的反省」を促した。

（2）のグループでは流言の具体的内容は報道されず、「強姦」報道はなかった。

### （3）被害が軽かった関東の地方紙—『下野新聞』、『上毛新聞』

関東地方の地方紙はどうだったのか。大きな被災を免れた栃木県宇都宮の『下野新聞』、埼玉県前橋の『上毛新聞』は、4日から報道を開始した。

『下野新聞』の4日版は、「朝鮮人暴動」特集のような紙面であった。一面トップで「不逞鮮人各所に潜入／危険極まりなく警備隊は／軍隊と共同逮捕に努む」（4日、傍点ママ）と大見出しのもとで、本文で「牛込四谷麻布小石川本郷田端王子西巢鴨板橋…2日夜に至り多数の不逞鮮人潜入したりと其筋より警告」「王子駅付近…約四十名の鮮人集団し何事か画策…警備隊に於て発見…騎兵隊これを追撃し格闘の末遂に約20名を捕へ」「不逞鮮人多数入り込み井戸に毒薬を投じ石油を屋上に注ぎ放火を為すの恐れ」「六尺豊なる巨漢を初め数十名の鮮人を逮捕」「警備隊は日本の棍棒鉄棒等の各武器を携へ合い言葉を使用」などと、「鮮人集団」「投毒」「放火」「逮捕」が大書され、地名も含め表現が具体的であるばかりでなく、武器をもった警備隊や軍隊との「格闘」等を伝えて、流言を事実のように報道している。さらに同日、「大森方面に於て／不逞鮮人隊／我歩兵小隊／と戦闘開始」では、「2日午後七時特派員談」として「2日午後五時頃に至り大森方面に約三千の不逞鮮人現はれ…一説には四百人…横浜に本部を有する一団」と人数が膨れ上がり、軍隊との間に本格的な「戦闘」があったかのように報じた。その一方で、同日「水道に毒薬は虚説だ／白樺隊を組織／警護に当る」との記事では、投毒は「虚説」としながら警護するという、読者を混乱させる報道がなされている。

同日、「三河島方面より不逞鮮人が二百名押し寄すの報」「[宇都]宮に不逞鮮人潜入説」を伝え、東京・横浜での「朝鮮人暴動」が地元に来るかかの報道をしている。それが翌日以降は、「足利地方で／怪鮮人を／取押へ嚴重取調」「[宇都]宮で捕へた鮮人／爆弾は焼けた牛罐」（5日）「足利地方の／鮮人騒ぎ」（6日）となり、実際に地元に来た報道になり、以後は県内各所、長野や仙台での出没が報道された。また「谷中に於て／毒薬を投入／せんとする婦人を捕へて／見れば朝鮮人／実況視察者談」（5日）では、朝鮮人女性の「投毒」など、さまざまな避難者の目撃談を事実として報じた。その一方、民衆の「自重」を求める「流言蜚語に／惑はぬ様にと／本県警察部の警告」（6日）の報道がなされたが、5日の政府方針の転換を受けたものであろう。しかし7日には、栃木県の青年団が震災救助のため上京し「帰来した青年団／情況報告」「第1班」（7日）の記事には、「警備の軍隊より宣告があった王子から東京は鮮人盛んに暴行を働きつつあり若し鮮人を発見した時はぶち殺せと命じた」が掲載された。軍隊による朝鮮人虐殺命令の記事は、民衆による虐殺の正当化につながりかねないが、そのまま報じられた。）

強かん報道は、7日に表れる。「東京府下大島附近／鮮人と主義者が／掠奪強姦をなす」という見出しの報道がそれである（図3参照）。これは（1）グループ『報知新聞』5日付報道とほぼ同内

容なので転載したと思われるが、『報知新聞』が本文だけに登場するのに対して、『下野新聞』では見出しに「強姦」が使われ、より強調された。さらに「毎夜の／警備／貼出て夜／警備憤慨」（7日）という見出しの記事では、本文に「ヤレ東京では不<sup>ママ</sup>鮮人が避難民を毒殺したとか凌辱を加へたとか」と強かん表現が出てくる。9日になって「不逞鮮人の跋扈は／絶対に無いと南谷検事正語る（見出し）」が出て「朝鮮人暴動幻想」が否定され、同日付「市内漸次安定／自衛団も減少（見出し）」により、冷静さを取り戻していった。

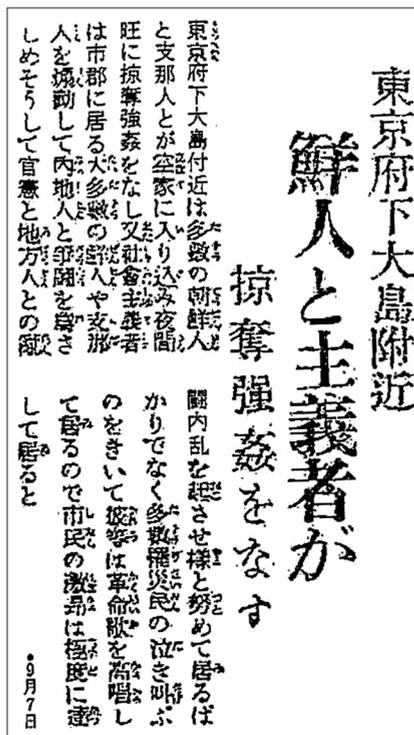
『上毛新聞』（群馬県）もまた、「朝鮮人暴動」特集の紙面であった。「戒厳令を発す／東都の不安加はる（見出し）」（4日）の本文では、「不逞鮮人亦各所に出没して不穩の言動あるために東京は戒厳令を布くと同時に軍隊出動」と、戒厳令・軍隊出動と「朝鮮人暴動」が結びつけられ、「暴動」の信憑性を高めている。「鮮人盛んに襲ふ」「捕縛鮮人二百名」「爆弾を携帯／鮮人高崎駅で三名」「倒壊した家屋へ頻に放火して歩く／鮮人の団体…」の見出しが並び、写真で「不逞鮮人侵入」が大書された。しかし翌5日には一転する。即ち、「不逞鮮人暴挙と潜入全く根拠なし／県民は須らく流言に迷ふな／山岡知事談（見出し）」により公権力が「朝鮮人暴動」を打ち消すとともに、「握り飯を爆弾と／間違えた桐生の鮮人さわざ（見出し）」「渋川鮮人包囲はウソ／毒物投下も虚報（見出し）」「本庄空騒ぎ」などと、「暴動」は「虚報」との報道に変わった。同日、若い日本人女性への殴打事件が報道されている（「女襲わる／鮮人と間違へられて殴打さる」）。強かん報道は、見出し・本文含めてなかった。

以上(1)(2)(3)のグループでは、報道にかなりの差異があった。最も早く報道を始めた(1)の中央紙は、当初は流言をそのまま報道をしたが、当局の指導もあり抑制的になっていく。(2)被災した中央紙は虐殺事件後から報道を開始したので、流言が虚報であることを前提に報道している。流言を事実として最も詳しく報道したのが(3)関東の地方紙であった。強かん報道は(1)では本文中に登場し、(2)では登場しなかったが、(3)では『下野新聞』が見出しと本文、本文のパターンで2回報道があった。強かん報道は、官憲史料の流言より目立つほどではなかったと言えよう。しかし以下の司法省発表で、新たな局面を迎える。

## 2) 司法省発表・報道で再創造された「朝鮮人暴動幻想」と「レイビスト神話」

10月20日、日本政府は自警団による朝鮮人虐殺事件の新聞報道を一部解禁するとともに、同日に司法省が一部朝鮮人の「暴動」を事実＝「犯罪」と発表した。重要なのは、これらが翌日の紙面で大々的に報道されたことである。両者を同日に発表して報道させ、朝鮮人「犯罪」と並べること

図3 『下野新聞』1923年9月7日記事



出典：図1に同じ。第2巻。

で、自警団事件を相殺する意図があったと言えよう。

まず司法省は、「一部不逞の輩があつて幾多の犯罪を敢行しその事実喧伝」されたため「恐怖と興奮の極往々にして無辜の鮮人又は内地人を不逞鮮人と誤つて自衛の意を以て危害を加えた事犯を生じた」<sup>(36)</sup>と声明し、一部朝鮮人の「犯罪」を発表した。これは、先述した「鮮人問題に関する協定（極秘）」（9月5日）の「朝鮮人暴動の事実探しとその肯定」の発表方針に添つて、一部朝鮮人の「犯罪」を提示することで自警団等による虐殺は自業自得、正当防衛であつたとして、虐殺の責任を朝鮮人に転嫁し、国家責任を隠蔽するものだった。

では司法省のいう一部朝鮮人の「犯罪」は、実在したのか。山田が作成した「司法省調査による関東大震災時朝鮮人の「犯罪」の信憑性の分析表」によれば、「犯罪」者合計138～139名中、①容疑者の姓名不明が85～86名、②30人位の団で1名以外は姓名不明、姓名がわかる1名は所在不明、③姓名判明だが所在不明が4名、④罪状未確定な容疑者3名、⑤窃盗などで検挙された容疑者16名であつた。このうち性暴力「犯罪」とされたのは、①の場合が「強姦」1件1名、「強姦殺人」1件4人、③の場合「強姦強姦」1件1人である。しかしながら、①②③の「犯罪」が姓名不明または所在不明であるため、「犯罪」者が朝鮮人であると特定できないはずである。にもかかわらず、①②③が「犯罪」者全体の86%を占めたことが示すのは、「司法省のいう朝鮮人の『犯罪』は、日本国家の責任を免責するためにでっち上げられた創作物」<sup>(37)</sup>であつたことである。したがつて「朝鮮人レイピスト」説もまた、当局のねつ造であつた。

司法省発表を批判したのは、先述した山田の「解説」等によれば、石橋湛山・布施辰治・吉野作造、『報知新聞』『時事新報』など中央紙ぐらいだった。しかし地方紙を含む大部分の新聞は司法省発表に無批判に追随し、以下のように朝鮮人の「暴動」「強姦」を事実＝「犯罪」として報じた。

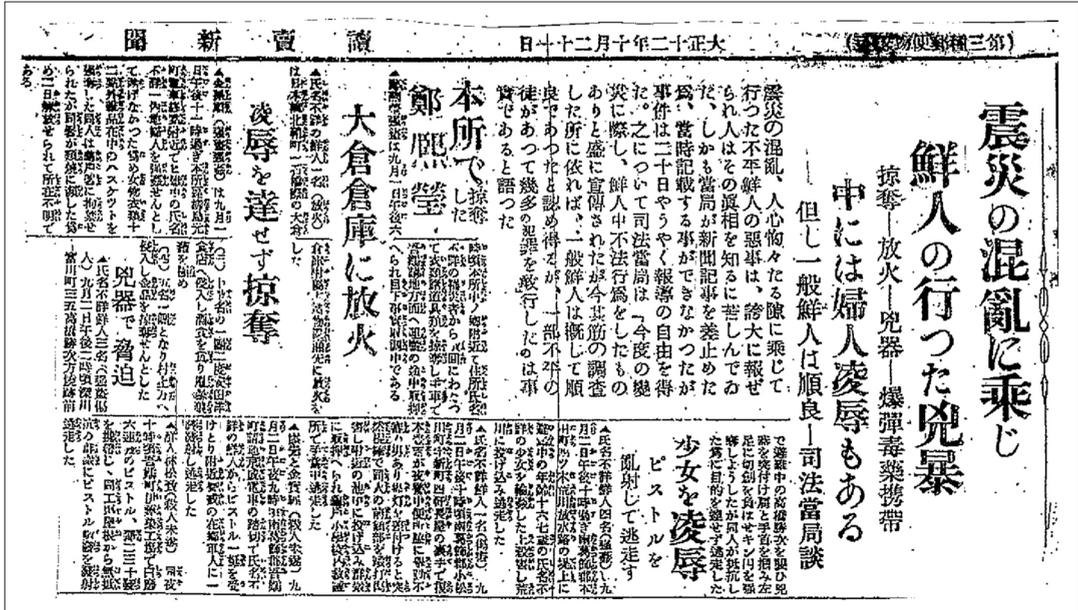
中央紙のなかで、司法省発表そのままに、最も詳しくかつセンセーショナルに報じたのは、(2)グループの『読売新聞』（10月21日）であつた。図4が示すように、大見出しには「震災の混乱に乗じ／鮮人の行った凶暴／掠奪－放火－凶器－爆弾毒薬携帯／中には婦女凌辱もある／但し一般鮮人は順良－司法当局談」が大書され、「婦女凌辱」が目立つ扱いである。強かん関連記事は、3件登場する。最初に登場する「凌辱を達せず／掠奪（見出し）」の記事は、「本所で掠奪した鄭熙宝」「大倉倉庫に放火」に続く扱いである。本文の記事では「金孫順（強盗強姦）は9月1日午後11時過ぎ本所区柳島元町電車終点附近でヒ難中の氏名不詳一内地人婦人を強姦せんとして遂げなかつた為め女物衣類12点外雑品在中のバスケットを強奪した同人は亀戸署に拘禁せられたが同署が類焼に瀕した為2日解放せられて所在不明」というものである。この強かん未遂・窃盗「犯罪」は、山田のいう③に当たる。被害者は氏名不詳なのに、なぜ「内地人婦人」と判明するのか不可解である。容疑者の金孫順は朝鮮的な名前だが、朝鮮では普通「○順」は女性名であり、しかも所在不明である。

次は、見出し「少女を凌辱／ピストルを／乱射して逃走す」の記事だが、「凌辱」が目立つ扱いである。本文は「氏名不詳鮮人4名（強姦）9月2日午後十時過ぎ南葛飾郡本田町四ツ木荒川放水

(36) 『国民新聞』1923年10月21日、『報道史料』2巻、所収。

(37) 山田前掲書、81～83頁。

図4 『読売新聞』1923年10月21日記事



出典：図1と同じ。第2巻。

路の堤上に避難中の年齢一六七歳の氏名不詳の少女を輪姦した上殺害し荒川に投げ込み逃走した」という記事である。山田のいう①に当たる。少女に対する集团的性暴力と死体遺棄の凶悪犯罪という報道だが、被害者・容疑者ともに氏名不詳であり、山田のいう通り実在が疑わしい。

最後は、見出しがなく本文に登場する「▲氏名不詳鮮人1名強姦 2日夜吾嬬町で氏名不詳の銘酒屋風の一内地婦人を凌辱した」という記事である。山田のいう①に当たる。被害者・容疑者ともに氏名不詳であり、実在が疑われる。

ほかの中央紙ではどうか。(2)グループの『国民新聞』(同日)もまた、「大震災後の混乱／真相発表さる／見誤られた邦人の奇貨／各地の自警団員続々と逮捕さる」と自警団の犯罪を報道する一方で、「掠奪、強姦、放火、殺人／一部不逞鮮人の兇行／隊伍を組んで各所を荒らす」と代替的に報道され、しかも強かん報道は大きな扱いになっている。「内地の少女を凌辱し／惨殺す」という見出しの記事と本文が続く。金孫順(強盗強姦)及び氏名不詳(強姦)も本文中で報道されている。

(2)グループの『東京朝日新聞』(同日)もまた、「本所を襲った朝鮮人の一団／略奪を恣にし／毒薬を懐中して横行」の見出しと並ぶ大きさで、「少女を<sup>マ</sup>し／荒川に投ず／残忍極まる四鮮人／屋上から群衆を狙撃す」(図5)と、強かんは「残忍極まる」犯罪として大書されている(「<sup>マ</sup>し」は「姦し」と思われる。本文では「暴行」である)。

(3)関東の地方紙もあげよう。『上毛新聞』(10月22日)は、司法省当局談として「混乱中一部不平の鮮人／掠奪強姦其の他の凶行／此の妄動に善良なる鮮人迄が／悉く不逞鮮人の徒と誤解被害被る(見出し)」の記事を報じた(図6)。さらに「震災の混乱に乗じて／鮮人妄動／兇器を携帯して強盗／強姦放火等を取行す／前橋地方裁判所発表(見出し)」も報道された。ここでの強かんは掠

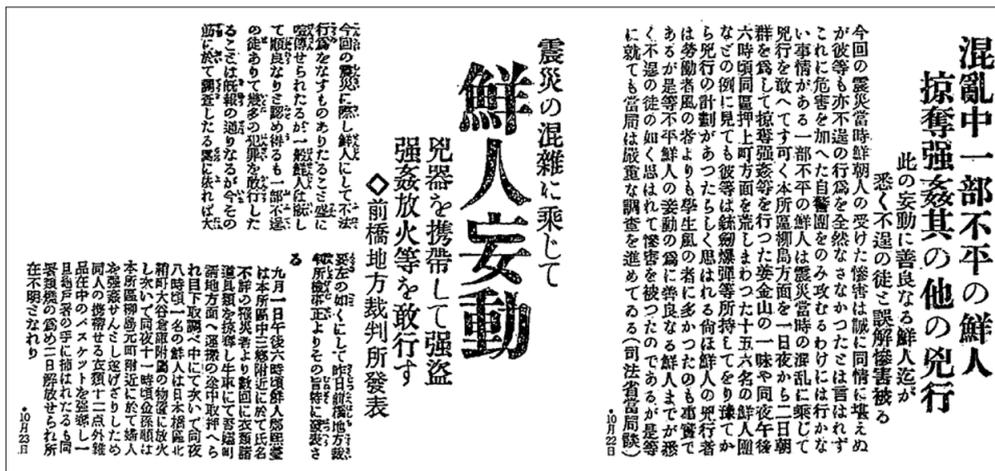
奪や強盗に次ぐ扱いであり、放火よりも凶悪な犯罪として前面に押し出されている。さらに「避難中の少女を／鮮人三四名で／輪姦して惨殺」と、より残虐なイメージが喚起される見出しである。『下野新聞』（10月21日）は、『上毛新聞』より扱いが少ないが、それでも「鮮人不法行為／放火強盗強姦／銀行を焼払う／司法省発表（見出し）」と強かんが放火強盗につぐ犯罪として大書されている。

図5 『東京朝日新聞』1923年10月21日記事



出典：図1と同じ。第2巻。

図6 『上毛新聞』1923年10月22日記事



出典：図1と同じ。第2巻。

以上(2)中央紙(3)地方紙とも司法省発表をうのみにして、さらに扇情的に報道した。震災時に強かん報道をしなかった新聞が、むしろ大書して報道する傾向だったこともわかる。「少女」への性暴力という見出しは、読者の憤激をいっそう強くしたと推測される。

注目したいのは、「強姦」を含む司法省発表に対して、相対的に抑制的な新聞があったことである。(1)の『東京日日新聞』と『時事新報』がそれである。『東京日日新聞』の「震災の混乱に乗じ／鮮人の飽くなき暴行／道に内地婦人を襲うて殺害／強盗放火を随所に（見出し）」(10月21日)の記事では、見出しに「内地婦人を襲うて」とあり「少女」「強姦」よりは抑制的な表現を使い、本文でも上記3件の強かん事件を強調していない(図7)。また『時事新報』(同日)は、「関東一帯を騒がした／鮮人暴動の正体はこれ／放火殺人暴行掠奪につぎ／橋梁破壊も企てた不逞団(見出し)」に「暴行」、本文に「婦人に対する暴行」が出てくるが、大きな扱いはない。見出し「少女を殺す」、見出し「暴行」に上記の記事が出てくるが、「強姦」表現を使っていない。しかし両紙と

も「朝鮮人暴動」を見出しに使い、司法省発表を否定した報道でなかったのも確かである。

おわりに

本稿は、関東大震災の直後に「朝鮮人暴動幻想」とともに流布した「レイピスト神話」に関して、官憲史料と新聞各紙に基づき「不逞鮮人」言説の「文字表象」を検証した。震災前の“独立をたくらむ反逆”“報復”という抽象的なイメージだった

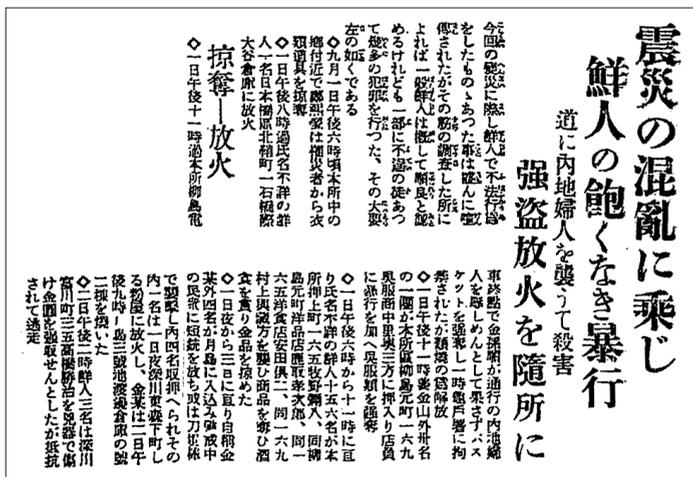
「不逞鮮人」言説が、流言・政府発表・新聞報道を通じて“放火・掠奪・投毒・殺人・強姦”など具体性をもった凶悪犯罪者像にふくらんで一人歩きしていったのである。

これらは、震災直後にまず警察・軍隊・民衆による「流言」として広まり、政府が戒厳令を發布し、流言を事実と認める電文を全国に打電し（埼玉県では移牒文）、新聞がこれらを後追いついて流言の信憑性を高め、被災した中央紙よりも被害の軽い関東の地方紙が詳しく報道した。しかも10月20日の新聞記事解禁・司法省発表はこれらを否定するどころか国家公認の「犯罪」＝事実として発表し、地方紙を含む大部分の新聞がこれ無批判に報道するという過程を通じて、日本官民の脳裏に刻印されていった。

とりわけ官憲史料に現れた「強姦」流言は、震災当日に横須賀で発生し、横浜では明確な「レイピスト神話」として創造され、2日以降には東京を含めて瞬く間に広がった。東京の木根川橋近くでは2日、実際に「婦女暴行」流言が虐殺をひき起した。小田原では三日、肥大化した「強姦」流言によって罹災民が「憤慨」し「手に武器、凶器」を持つに至った。朝鮮人「レイピスト神話」が、自警団＝日本人男性集団のナショナリズムと家父長意識を刺激し、虐殺心理へと駆り立てた原動力の一つとなったと考えられる。また震災直後の9月上旬の「強姦」報道は不在か小さな扱ひであったが、むしろ10月の司法省発表以降には中央紙も含め目立つ扱ひとなった。即ち、「強姦」が扇情的に強調されることで「レイピスト神話」が再創造され、凶悪イメージが強まったのである。その意味で、国家責任を隠蔽するために、ありもしない朝鮮人「暴動」「強姦」事件をねつ造し、「不逞鮮人」言説の拡大再強化に加担した司法省・日本政府の責任は最も重いと言わざるをえない。しかし震災直後は流言や官憲発表に左右されたが、「強姦」をむやみに強調しない抑制的な報道を取り戻した諸新聞があったことは注目される（それでも「朝鮮人暴動」を報道している）。

「レイピスト神話」を伴う「不逞鮮人」言説は、関東以外の地方各紙の震災報道を通じて全国化するが、その検討は次の課題としたい。

図7 『東京日日新聞』1923年10月21日記事



出典：図1に同じ。第2巻。